

豊郷町観光協会 会則

(名 称)

第1条 本会は豊郷町観光協会と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所は豊郷町観光協会 観光案内所(豊郷小学校旧校舎群内)に置く。

(目 的)

第3条 本会は、豊郷町における観光事業の健全な振興、発展及び観光施設の整備を図り、町の産業経済の伸長、文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の保全と開発に関する企画調整
- (2) 観光地の環境整備ならびに観光施設の計画と整備拡充
- (3) 観光宣伝および観光客の誘致
- (4) 観光物産の振興、観光物産品の宣伝紹介および物産の販売
- (5) 観光事業関係官公庁・団体への陳情と協力要請
- (6) 観光事業の調査研究と資料の作成・収集・配布
- (7) 観光事業団ならびに諸機関との連絡調整
- (8) 観光案内所の経営
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び特別会員をもって構成し、本会の趣旨に賛同する企業及び団体・個人はすべて会員となることができる。

- 2 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 特別会員は、顧問の他、この会に必要な助言・協力を得るための協力者のことをいう。

第6条 会費は、会員の区分に従い次の額とする。

- 2 正 会 員：年額 個人 3,000 円 法人 10,000 円とする。
- 3 賛助会員：年額 個人 1 口 3,000 円 法人 1 口 10,000 円とする。
- 4 特別会員は会費を徴収しない。

第7条 退会しようとする者は、その旨を書面で会長に提出しなければならない。

2 退会した会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会で正会員の中から選任し、その解任は総会の議決による。

(役員職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、本会の重要事項を審議する。

4 監事は、財務および事業を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第11条 本会の目的達成に必要な助言および協力を得るため顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は会長が毎年1回これを召集し、臨時総会は会長が必要と認めたときおよび、正会員の3分の2以上の請求があるとき開会する。

3 理事会は必要の都度開催する。

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、会長・副会長および理事をもって構成する。

3 顧問は総会並びに理事会に出席して発言することができる。

第14条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任および解任
- (3) 会費の額および納入方法
- (4) 事業計画および収支予算の決定
- (5) 事業報告および収支決算の承認
- (6) その他重要な事項

2 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会において議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会において付議すべき事項
- (3) 会員の入会、退会に関すること
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行と必要な事項

(議 決)

第15条 総会及び理事会は正会員総数の過半数の出席により成立し、出席者の2分の1以上の同意をもって議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 但し、やむをえない理由のため、総会及び理事会に出席できない正会員は、委任状を会長に提出することによって、その正会員は出席したものとみなす。

3 総会、理事会の議長は会長がこれにあたる。

(会 計)

第16条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第18条 会長は毎事業年度の終わりに次の書類を作成し、監事に提出して監査を受けなければならない。

- (1) 事業実績に関する書類
- (2) 歳入歳出決算に関する書類
- (3) その他の監査に必要な書類

第19条 監事は、前条の書類を受理したときはこれを遅滞なく監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(職 員)

第20条 本会に日常の事務を処理するため、第2条に規定する事務所に若干の職員を置くことができる。

(その他)

第21条 本会則に定めないものについては、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 本会則は平成10年6月6日から施行する。
- 2 本会の初年度の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず平成10年6月6日から平成12年3月31日までとする。
- 3 本会の初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、平成10年6月6日から平成11年3月31日までとする。

付 則

この会則は平成12年6月5日から施行する。

この会則は平成14年5月8日から施行する。

この会則は平成20年6月7日から施行する。

この会則は平成24年6月9日から施行する。

この会則は令和5年6月14日から施行する。

この会則は令和6年6月14日から施行する。